

改正

平成10年 2 月 24 日規則第 4 号
平成11年10月 21 日規則第58号
平成16年 3 月 24 日規則第 9 号
平成17年 3 月 18 日規則第87号
平成17年 9 月 30 日規則第240号
平成17年12月 28 日規則第254号
平成18年10月 1 日規則第78号
平成19年 3 月 30 日規則第83号
平成19年 9 月 28 日規則第182号
平成20年 1 月 22 日規則第 1 号
平成21年 3 月 31 日規則第19号
平成23年 3 月 22 日規則第 4 号
平成23年 9 月 29 日規則第66号
平成24年 3 月 16 日規則第 9 号
平成24年 7 月 2 日規則第79号
平成25年 2 月 28 日規則第12号
平成26年 3 月 20 日規則第35号
平成26年 7 月 1 日規則第75号
平成27年 2 月 26 日規則第 5 号
平成27年 7 月 2 日規則第62号
平成29年 2 月 21 日規則第 2 号
平成29年10月 3 日規則第58号
平成31年 4 月 26 日規則第33号
令和 2 年 3 月 27 日規則第23号
令和 3 年 3 月 31 日規則第26号

新潟市営住宅条例施行規則

新潟市営住宅条例施行規則（昭和35年新潟市規則第56号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市営住宅条例（平成9年新潟市条例第15号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(入居の申込み等)

第2条 条例第9条の規定により、市営住宅の入居の申込みをしようとする者は、別記様式第1号による市営住宅入居申込書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込書の受付を、必要に応じて期間を定めて行うことができる。

3 市長は、必要と認める場合は、第1項の規定にかかわらず、市営住宅の入居の申込みをしようとする者をあらかじめ登録させることができる。

4 条例第9条の規定により市営住宅の入居の申込みをした者は、市長の求めに応じ、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 所得証明書又はこれに代わる収入を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(入居申込書の有効期間)

第3条 前条第1項の規定により提出された申込書は、3月1日から同月31日までの期間内に提出された場合は提出された日の属する年度の翌年度の2月末日まで、当該期間外の日提出された場合は提出された日の属する年度の2月末日まで有効とする。ただし、新たに建設する市営住宅の入居申込書は、条例第10条第3項に規定する入居決定者がすべて入居を完了したときまで有効とする。

(入居決定書)

第4条 条例第6条第4項及び第10条第3項の規定による入居決定者への通知は、別記様式第2号によるものとする。

(入居補欠者)

第5条 入居補欠者は、当該市営住宅の入居決定者がすべて入居を完了したときに補欠者としての地位を失う。ただし、当該市営住宅が特別の事情があるものとして市長が別に定めるものである場合においては、入居補欠者は、入居補欠者となった日の属する年度の末日に補欠者としての地位を失う。

(単身入居の特例)

第5条の2 条例第7条第1項第2号ただし書の規則で定める公営住宅は、公営住宅の状態、入居

の状況その他の事由により特に入居を促進する必要があると認められるものとする。

- 2 条例第7条第5項に規定する規則で定める公営住宅は、1戸の居室の数が2を超えないものとする。

(改良住宅への準用)

第5条の3 前条第1項の規定は、条例第7条第3項第2号イ(ア)の規則で定める改良住宅について準用する。

- 2 前条第2項の規定は、条例第7条第7項に規定する規則で定める改良住宅について準用する。

(請書)

第6条 条例第12条の規定による請書は、別記様式第3号によるものとする。

第7条 削除

(入替申請)

第8条 入居者は、条例第6条第1項第6号の規定により他の市営住宅に入居しようとする場合には、別記様式第4号による市営住宅入替申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書の有効期間は、第3条の規定を準用する。

(交換申請)

第9条 入居者は、条例第6条第1項第7号の規定により公営住宅の入居者同士又は改良住宅の入居者同士が相互に入れ替わろうとする場合は、別記様式第5号による市営住宅交換申請書を市長に提出しなければならない。

(入居者又は同居者の異動届)

第10条 入居者は、本人又は同居者に、出生、死亡、転出、婚姻等の異動があった場合は、直ちに、別記様式第6号による市営住宅入居家族異動届を市長に提出しなければならない。

(同居の手続)

第11条 入居者は、条例第14条第1項の規定により同居の承認を得ようとする場合は、別記様式第7号による市営住宅同居申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、別記様式第8号の市営住宅同居承認・不承認決定書により申請者にその許否を通知するものとする。

(入居の承継)

第12条 条例第15条第1項の規定により入居の承継を受けようとする者は、別記様式第9号による市営住宅(駐車場)承継申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、別記様式第10号の市営住宅(駐車場)承継承

認・不承認決定書により申請者にその許否を通知するものとする。

3 条例第12条の規定は、第1項の規定による承認を受けた者について準用する。

(収入等の認定及び家賃の決定)

第13条 入居者は、条例第17条第1項の規定により毎年7月末日までに別記様式第11号の収入申告書を市長に提出しなければならない。

2 条例第17条第3項の規定による収入の額の認定の通知、条例第21条第1項又は第2項の規定による収入超過者の認定の通知、条例第21条第3項の規定による高額所得者の認定の通知並びに条例第16条、第22条及び第23条の規定により算出した家賃の通知は、別記様式第12号により行うものとする。

3 入居者は、条例第17条第4項及び第21条第4項の規定により意見を述べようとする場合は、別記様式第13号による収入及び家賃についての意見書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による意見書が提出された場合は、意見の内容を審査し、別記様式第14号の収入及び家賃についての通知書によりその結果を通知するものとする。

(家賃の納入方法)

第14条 入居者は、毎月の家賃を別記様式第15号、別記様式第16号又は別記様式第17号による納入通知書により納入しなければならない。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第15条 入居者は、条例第18条の規定による家賃の減免又は徴収猶予を受けようとする場合は、別記様式第18号による市営住宅家賃減免申請書又は別記様式第19号による市営住宅家賃徴収猶予申請書に市長が必要と認める証明書を添付して市長に提出しなければならない。

2 家賃の減免又は徴収猶予は、それぞれ別記様式第20号による市営住宅家賃減免承認・不承認決定書又は別記様式第21号による市営住宅家賃徴収猶予承認・不承認決定書を交付して行う。

3 市長は、必要と認める場合は、前2項の規定にかかわらず、家賃の減免を入居者の申請を待たずに行うことができる。

(家賃の督促)

第16条 条例第20条の督促は、納期限後30日以内に別記様式第22号の督促状を入居者に送付して行わなければならない。

(修繕に対する指示)

第17条 入居者は、条例第29条又は第36条第2項の規定により市営住宅の修繕をする場合は、市長の指示を受けなければならない。

(模様替又は増築)

第18条 入居者は、条例第30条第2項の規定により市営住宅の模様替又は増築の承認を受けようとする場合は、別記様式第23号による市営住宅模様替又は増築工事申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、実情を調査し、模様替又は増築に係る部分の延べ床面積が16.5平方メートルを限度として、必要と認めるものについて承認することができる。

3 前項の承認は、別記様式第24号による市営住宅模様替又は増築工事承認・不承認決定書を交付して行うものとする。

(用途変更)

第18条の2 入居者は、条例第30条第2項の規定により市営住宅の一部用途変更の承認を受けようとする場合は、別記様式第24号の2による市営住宅用途変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者に限り、必要と認めるものについて承認することができる。

3 前項の承認は、別記様式第24号の3による市営住宅用途変更承認・不承認決定書を交付して行うものとする。

(返還届等)

第19条 入居者は、条例第36条の規定により市営住宅の返還をしようとする場合は、別記様式第25号による市営住宅（駐車場）返還届を市長に提出しなければならない。

2 入居者は、市営住宅を返還するときに、次項の費用を負担するものとする。

3 条例第29条第1項第5号に規定する市長の指定した費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 畳の表替え並びに障子及びふすまの張替えに要する費用

(2) 風呂釜及び給湯器の点検に要する費用

(定期使用許可に係る条件)

第19条の2 条例第38条の2第1項の規則で定める条件は、子育て世帯向けとして市長が別に定める住戸にあっては小学校修了前の者若しくは妊娠している者と同居する者又は自身が妊娠している者であることとし、それ以外の住戸にあっては第19条の5の規定による通知があった日の属する年度の末日の前日において満50歳未満の者（条例第7条第2項第2号、第3号、第5号及び第6号に定める者等を除く。）であることとする。

(定期使用許可に係る期間)

第19条の3 条例第38条の2第1項の規則で定める期間は、条例第12条第2項の入居可能日（以下「入居可能日」という。）から10年間とする。

(定期使用許可に関する説明)

第19条の4 条例第38条の2第3項の説明は、別記様式第26号による定期使用許可に関する説明書を交付することにより行うものとする。

(定期使用許可に係る入居決定書)

第19条の5 市長は、条例第38条の2第1項の規定による許可（以下「定期使用許可」という。）をする場合において、条例第10条第3項において準用する条例第6条第4項の規定によりその旨を通知するときは、第4条の規定にかかわらず、別記様式第27号による市営住宅定期使用許可書によるものとする。

(定期使用許可に関する説明を受けた旨の証明)

第19条の6 条例第38条の2第4項の規定による書類の提出は、別記様式第28号による定期使用許可に関する説明を受けた旨の証明書を提出することにより行わなければならない。

(定期使用許可に係る請書)

第19条の7 定期使用許可を受けた者は、第6条の規定にかかわらず、別記様式第29号による請書（定期使用許可用）を提出するものとする。

(定期使用許可期間満了通知書)

第19条の8 条例第38条の2第5項の通知は、別記様式第30号による定期使用許可期間満了通知書により行うものとする。

(定期使用許可に係る入居の承継)

第19条の9 定期使用許可に係る条例第15条第1項の規定による入居の承継の承認は、当該定期使用許可の期間の残期間に限り、受けられるものとする。

(定期使用許可を受けた者の入居の申込み)

第19条の10 定期使用許可を受けた者は、定期使用許可の期間が満了する6月前から条例第9条の入居の申込みを行うことができるものとする。ただし、子育て世帯向けとして市長が別に定める住戸に平成24年4月以後に入居した者であって、定期使用許可期間の満了時において同住戸に係る第19条の2に規定する要件を満たさないもの及び条例第31条第1項各号のいずれかに該当する場合は、申込みをすることができない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者に対して引き続いて定期使用許可をするとき

は、第19条の3の規定にかかわらず、その期間を5年間とするものとする。

(市営住宅の社会福祉法人等の使用)

第20条 条例第40条第1項の規定により市営住宅の使用の許可を受けようとする社会福祉法人等は、別記様式第31号による社会福祉法人等市営住宅使用許可申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、別記様式第32号の社会福祉法人等市営住宅使用許可・不許可決定書によりその許可を通知するものとする。

(準用)

第21条 第18条及び第19条の規定は、社会福祉法人等による市営住宅の使用について準用する。この場合において、第18条及び第19条中「入居者」とあるのは、「社会福祉法人等」と読み替えるものとする。

(駐車場の使用の申請)

第22条 条例第48条の規定により駐車場の使用の許可を受けようとする者は、別記様式第33号による市営住宅駐車場使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要と認める場合は、前項の申請書に必要な書類を添付して提出させることができる。

(駐車場使用許可決定通知書)

第23条 条例第49条第1項の規定による駐車場の使用決定者への通知は、別記様式第34号によるものとする。

(駐車場使用請書)

第24条 条例第50条第1項に規定する規則で定める書類は、別記様式第35号による市営住宅駐車場使用請書とする。

第25条 削除

(駐車場の使用の変更届)

第26条 駐車場使用者は、当該駐車場の使用について変更があったときは、遅滞なく別記様式第36号による駐車場使用変更届書を市長に提出しなければならない。

(駐車場の使用料の減免又は徴収猶予)

第27条 条例第51条第2項の規定により、駐車場の使用料の減免又は徴収猶予（以下「使用料の減免等」という。）をすることができる場合は、駐車場使用者が自動車税又は軽自動車税の減免を受けている場合その他市長が特別な事情があると認める場合とする。

2 使用料の減免等を受けようとする者は、別記様式第37号による市営住宅駐車場使用料減免（徴収猶予）申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、別記様式第38号による市営住宅駐車場使用料減免（徴収猶予）承認・不承認決定書によりその許否を通知するものとする。

第28条 削除

（明渡期限）

第29条 条例第52条第1項第8号の規定により、駐車場の明渡しを請求する場合における明渡し期限は、明渡しの請求の日から1月を経過した日とする。

（駐車場の使用への準用）

第30条 第12条、第14条、第16条及び第19条の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、第12条第1項中「入居」とあるのは「駐車場の使用」と、第14条、第16条及び第19条中「入居者」とあるのは「駐車場使用者」と、第14条中「家賃を別記様式第15号、別記様式第16号又は別記様式第17号」とあるのは「駐車場使用料を別記様式第39号、別記様式第40号又は別記様式第41号」と、第16条中「別記様式第22号」とあるのは「別記様式第42号」と、第19条中「市営住宅の返還」とあるのは「市営住宅の駐車場の返還」と読み替えるものとする。

（実地検査証）

第31条 条例第55条第3項に規定する検査職員の証票は、別記様式第43号による。

（指定管理者の指定の申請）

第32条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第44号による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第57条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- （1） 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- （2） 役員名簿
- （3） 経営状況に関する書類
- （4） 納税を証する書類
- （5） その他市長が必要と認める書類

（徴収委託）

第33条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、私人に家賃及び駐車場の使用料の徴収事務を委託すること（以下「徴収委託」という。）ができる。

（徴収事務委託証）

第34条 市長は、前条の規定により徴収委託をした者（以下「受託者」という。）に別記様式第45号による新潟市営住宅家賃及び駐車場使用料徴収事務委託証（以下「委託証」という。）を交付

するものとする。

(徴収委託の告示及び公表)

第35条 市長は、第33条の規定により徴収委託をした場合は、その旨を新潟市公告式条例（昭和25年新潟市条例第37号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して告示し、かつ、市公報への登載その他の方法により公表しなければならない。

(受託者の領収証書の交付)

第36条 受託者は、徴収委託を受けた家賃又は駐車場の使用料を徴収した場合は、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。

(徴収した家賃及び駐車場の使用料の払込み)

第37条 受託者は、徴収した家賃及び駐車場の使用料を徴収した日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日）までに会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

(徴収委託の解除)

第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収委託を解除するものとする。

- (1) 受託者が不正な行為をした場合
- (2) 受託者が市長又は会計管理者の指示に従わなかった場合
- (3) 受託者から徴収委託の解除の申出があった場合
- (4) その他市長が徴収委託をすることが不適當であると認めた場合

2 前項の規定により徴収委託を解除された者は、直ちに市長に委託証を返納しなければならない。

3 第35条の規定は、第1項の規定により徴収委託を解除した場合に準用する。

(その他)

第39条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成10年3月31日までの間は、第13条第2項及び第3項の規定は適用せず、この規則による改正前の新潟市営住宅条例施行規則第11条第2項及び第3項の規定は、なおその効力を有する。

(平成9年度の特例)

- 3 平成9年度に限り、平成10年度の家賃の予告として第13条第2項に規定する通知書を入居者に交付して周知するものとする。この場合において、当該通知書に対する意見は、第13条第3項の例により取り扱うものとする。

(指定管理者の指定の特例に係る提出書類)

- 4 新潟市営住宅条例の一部を改正する条例（平成23年新潟市条例第30号）附則第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) 納税を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 5 新潟市営住宅条例の一部を改正する条例（平成23年新潟市条例第52号）附則第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) 納税を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 6 新潟市営住宅条例の一部を改正する条例（平成24年新潟市条例第14号）附則第3項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) 納税を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 7 新潟市営住宅条例の一部を改正する条例（平成26年新潟市条例第50号）附則第2項及び第3項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類

(4) 納税を証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

附 則 (平成10年規則第4号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年規則第58号)

この規則は、平成11年10月31日から施行する。

附 則 (平成16年規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これを適宜修正して使用することができる。

附 則 (平成17年規則第87号)

この規則は、平成17年3月21日から施行する。

附 則 (平成17年規則第240号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年規則第254号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第78号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第83号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第182号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第1号)

この規則は、平成20年2月1日から施行する。

附 則 (平成21年規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に新潟市営住宅条例（平成9年新潟市条例第15号）第38条の2第1項の規定による許可を受けている者の当該許可の期間の変更については、なお従前の例による。

附 則（平成23年規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第66号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- （準備行為）
- 2 新潟市営住宅条例の一部を改正する条例（平成23年新潟市条例第52号）附則第3項に規定する新鯉潟住宅駐車場の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、改正後の附則第5項の規定の例により行うものとする。

附 則（平成24年規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第4項の見出しを削り、同項の前に見出しを付し、附則第5項の次に1項を加える改正規定は同年8月1日から施行する。
- （準備行為）
- 2 新潟市営住宅条例の一部を改正する条例（平成24年新潟市条例第14号）附則第4項に規定する新津田島住宅駐車場の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、平成24年8月1日前においても、改正後の附則第6項の規定の例により行うものとする。

附 則（平成24年規則第79号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年規則第12号）

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第35号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第75号）

（施行期日）

- 1 この規則中第1条の規定は平成27年2月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。
- ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 新潟市営住宅条例の一部を改正する条例（平成26年新潟市条例第50号。次項において「平成26年改正条例」という。）附則第4項の亀田向陽住宅等の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、第1条の規定の施行前においても、同条の規定による改正後の新潟市営住宅条例施行規則附則第7項の規定の例により行うものとする。
- 3 平成26年改正条例附則第5項の巻1区住宅等の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、第2条の規定の施行前においても、同条の規定による改正後の新潟市営住宅条例施行規則附則第7項の規定の例により行うものとする。

附 則（平成27年規則第5号）

この規則は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年2月21日規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別記様式第1号、別記様式第4号、別記様式第7号、別記様式第9号、別記様式第11号、別記様式第18号及び別記様式第31号の改正規定 平成29年3月1日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成29年4月1日
- 2 この規則の施行（前項第2号に掲げる規定の施行をいう。）の際現にある改正前の別記様式第15号及び別記様式第39号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成29年10月3日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月27日規則第23号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 市営住宅入居者の公募及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、改正後の新潟市営住宅条例施行規則の例により行うものとする。

附 則（令和３年３月31日規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号（第2条関係）

別記様式第1号(第2条関係)

(表)

年度 市営住宅入居申込書										受付窓口取受印欄	
(宛先)新潟市長											
申 込 者	郵便番号		自宅電話番号			携帯電話番号					
			() —			() —					
	自 宅 住 所	(新潟市内の場合は区名から記載)									
		都道 府県		市区 町村							
		(フリガナ)		(フリガナ)		続柄	生 年 月 日			障がい等	
	氏		名								
同 居 し よ う と す る 親 族					本人	年 月 日 (歳)			無	身(級) 精(級) 知()	難 病 □
						年 月 日 (歳)			無	身(級) 精(級) 知()	難 病 □
						年 月 日 (歳)			無	身(級) 精(級) 知()	難 病 □
						年 月 日 (歳)			無	身(級) 精(級) 知()	難 病 □
						年 月 日 (歳)			無	身(級) 精(級) 知()	難 病 □
						年 月 日 (歳)			無	身(級) 精(級) 知()	難 病 □
						年 月 日 (歳)			無	身(級) 精(級) 知()	難 病 □
						年 月 日 (歳)			無	身(級) 精(級) 知()	難 病 □
別居 扶養 親族						年 月 日 (歳)			無	身(級) 精(級) 知()	難 病 □
生活保護		☐ 受給中 ☐ 無		希望居室数		☐ 2室以下 ☐ 3室以上(単身者不可)			裏面⑧の区分		☐ 1 ☐ 2
申込地域											
子育て世帯向住宅への入居の希望(小学校修了前(年 月 日以降生まれ)の子ども又は現在妊娠中の方がいる世帯に限る。)											
☐ 希望する		注意 子育て住宅への入居の希望は、申込地域に子育て住宅がある場合に限ります。									
☐ 希望しない		(当選時点で単身者の場合は、入居資格を満たさないので入居できません。)									
特別抽選会(一般抽選会で入居者が決まらなかった住宅の抽選会)抽選案内の送付希望											
☐ 希望する		☐ 希望しない (注意 抽選対象住宅は、抽選倍率が低い地域の築年数が古い住宅が中心です。)									
次の世帯は抽選で優遇措置が受けられます。(重複適用はありません。)											
なお、当選された方は後日、次のことが確認できる証明書(障害者手帳の写し等)を提出していただきます。											
☐ 子育て世帯(小学校修了前(年 月 日以降生まれ)の子ども又は現在妊娠中の方がいる世帯)											
☐ 母子(父子)世帯(子どもは、未成年者に限ります。)											
☐ 障がい者世帯(☐ 身体障害者手帳1～4級 ☐ 精神障害者手帳 ☐ 療育手帳 をお持ちの方がいる世帯)											
又は ☐ 難病患者等の方がいる世帯 ☐ 多子世帯(満18歳未満の子どもが3人以上いる世帯)											
☐ 配偶者からの暴力による被害者世帯 ☐ 高齢者虐待被害者世帯 ☐ その他法令等で定める場合											
おもいやり住宅(3階建て以上の住宅の1階)への入居資格要件											
☐ 高齢者(年 月 日以前に生まれた方がいる世帯)											
☐ 身体障がい者等 (注意 身体障害者手帳の下肢不自由1・2級以外の方は、当選後に診断書の提出が必要です。)											
☐ 資格なし											
困窮理由	1 他世帯と同居	2 狭い	3 遠距離通勤	4 非住宅に居住	5 高家賃(円)	6 立ち退き要求	7 その他(理由を記載)				
住宅状況	延べ	室	畳	1 民間アパート	2 公営賃貸住宅	3 借家	4 間借り	5 その他(状況を記載)			

太線の枠内だけ記入してください。

(裏)

誓 約 書

下記の条件に該当する場合は、□の中にチェック(レ又は○)をしてください。
一つでも該当しないものがある場合は、申し込むことができません。

□①申込者は、成人である。

□②持ち家がない。

□③市営住宅の入居者でない。

(ただし、入居名義人の同居親族が世帯分離する場合は、申込みが可能です。)

□④税金等の滞納がない。

□⑤申込者及び同居しようとする親族(内縁関係にある者及び婚約者を含む。以下同じ。)は、暴力団員でない。

□⑥独立の生計を営んでいる(被扶養者のみでの入居はできません。)

また、結婚している場合は配偶者と同居する(夫婦の別居はできません。)

□⑦親族と同居して入居する。

または自活可能な単身者で、次のいずれかに該当する。

(必要な介護を受けることにより、単身での生活が可能な方を含みます。)

□1 60歳以上である。

□2 身体障害者手帳1級から4級までのいずれかに該当する。

□3 精神障害者保健福祉手帳1級から3級までのいずれかに該当する。

□4 上記精神障がい程度に相当する療育手帳を持っている。

□5 生活保護を受けている。

□6 条例で規定された難病患者等、原子爆弾被害者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者又はDV被害者に該当する。

□⑧月額所得が次の入居基準のいずれかに該当する。

□1 円以下(改良住宅入居可)

□2 円を超え 円以下であり、所得上限緩和世帯に該当する(改良住宅入居不可)。

所得上限緩和世帯とは、次の世帯をいいます。

- 1 60歳以上の方のみの世帯又は60歳以上の方と18歳未満の方のみで構成される世帯
- 2 小学校修了前の子ども又は妊娠している者がいる世帯
- 3 身体障害者手帳1級から4級までのいずれかに該当する方がいる世帯
- 4 精神障害者保健福祉手帳1級から3級までのいずれかに該当する方がいる世帯
- 5 上記精神障がい程度に相当する療育手帳をお持ちの方がいる世帯
- 6 条例で規定された難病患者等、原子爆弾被害者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者又は戦傷病者に該当する方がいる世帯

当選後に、上記の入居資格を満たさないこと又は表面の入居申込書の記載事項が事実と違うことが判明した場合は、当選を無効とされても異議を申し立てません。

私は、現に住宅に困窮しており、市営住宅に入居したいので、私及び同居しようとする親族が暴力団員でないことを確認するため、新潟県警察本部長へ照会されることに同意の上、上記のとおり申し込みます。

年 月 日

申込者氏名

別記様式第2号(第4条関係)
別記様式第2号(第4条関係)

第 号の2

年 月 日

様

新潟市長

印

市営住宅入居決定書

次のとおり市営住宅の入居者として決定します。

住所			
住宅の名称及び番号	住宅	棟	第 号
家賃	月額	円	
入居の手続	年 月 日 までに請書を提出してください。		
入居可能日	年 月 日 ※家賃の起算日となります。		
入居指定期間	年 月 日から の間に入居してください。 年 月 日まで		
入居の取消し	(1)入居申込書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。 (2)入居指定期間内に入居手続をしないとき。 (3)入居指定期間内に入居しないとき。		
入居決定家族	続柄	氏名	生年月日
	本人		年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

※上記「住所」は、住民票に係る転入・転居届の新住所としてご利用ください。

別記様式第3号(第6条関係)
別記様式第3号(第6条関係)

請書		
市営住宅名	住宅 棟 第 号	
決定年月日	年 月 日	
家賃	月額 円 ただし、 年 月 日以降に使用を継続する場合は、新潟市営住宅条例第16条の規定による家賃を支払います。 また、私の収入により同条例第21条の規定による認定を受けた場合は、同条例第22条又は第23条の規定による家賃を支払います。	
上記のとおり市営住宅の入居の決定を受けたので、当該市営住宅の使用については、新潟市営住宅条例、新潟市営住宅条例施行規則並びに市の指示及び命令を固く守ります。 また、住宅を返還する際は、原状回復をしますが、残置物を放置した場合は、当該残置物を市が処分するものとし、この処分に要する費用は、入居者が負担することに同意します。 年 月 日 (宛先)新潟市長		
名入 義 人居	氏名	

注 太線の枠内だけ記入してください。

別記様式第4号（第8条関係）

別記様式第4号(第8条関係)

年 月 日									
(宛先)新潟市長									
市営住宅入替申請書									
次のとおり他の市営住宅に入居したいので申請します。									
申請者 (入居名義人)	市営		住宅		棟		号		
	自宅電話番号				携帯電話番号				
	() —				() —				
	氏名		続柄	生年月日			障がい等		
			本人	年 月 日 (歳)			無 身(級) 精(級) 知()		
同居親族				年 月 日 (歳)			無 身(級) 精(級) 知()		
				年 月 日 (歳)			無 身(級) 精(級) 知()		
				年 月 日 (歳)			無 身(級) 精(級) 知()		
				年 月 日 (歳)			無 身(級) 精(級) 知()		
				年 月 日 (歳)			無 身(級) 精(級) 知()		
現に入居している住宅への入居年月日		年 月 日		入居期間		年 か月			
希望する住宅の条件(地域・階数等)						居室数(いずれかに○)			
						2室以下 3室以上 (単身者不可)			
入替希望の理由									

注1 太線の枠内だけ記入してください。

2 原則として入居1年未満での入替は、できません。

3 恒常的な疾病、身体障がい及び60歳以上の老人で、階段の昇降に支障がある者を含む世帯が、低階層(1階から3階まで)、平家又はエレベーター付きの住宅を希望する場合は、医師の診断書を添付してください。
(下肢障がいの場合に限り、身体障害者手帳でも可)

4 優先的にあつせんされる場合であっても、希望する住宅を限定するとあつせんされにくくなります。

別記様式第5号(第9条関係)

20/60

別記様式第6号（第10条関係）
別記様式第6号（第10条関係）

年 月 日				
(宛先)新潟市長 市営住宅入居家族異動届 本人又は同居者に異動がありましたので届け出ます。				
(入居者 届出者 氏名)	市営	住宅	棟	号
	フリガナ			電話 番号 () —
	氏名			
異動者氏名		続柄	生年月日	異動区分
			年 月 日	出生 死亡 転出 氏変更 その他
			年 月 日	出生 死亡 転出 氏変更 その他
			年 月 日	出生 死亡 転出 氏変更 その他
			年 月 日	出生 死亡 転出 氏変更 その他
			年 月 日	出生 死亡 転出 氏変更 その他
			年 月 日	出生 死亡 転出 氏変更 その他
異動年月日		年 月 日		
その他の理由				

注1 太線の枠内だけ記入してください。

2 次の書類を添付してください。

(1) 出生の場合 出生した子の住民票の抄本又は母子健康手帳の写し
(出生の年月日が確認できるもの)

(2) 死亡の場合 死亡した人の住民票の除票又は戸籍謄本

(3) 転出の場合 転出した人の住民票の除票、転出先の住民票又は戸籍の附票
(市営住宅からの転出先住所が確認できるもの)

(4) 氏変更の場合 変更した人の戸籍謄本

3 婚姻後に同居する場合は、市営住宅同居申請書により申請してください。

別記様式第7号（第11条関係）
別記様式第7号(第11条関係)

年 月 日			
(宛先)新潟市長			
市営住宅同居申請書			
次の者を同居させたいので申請します。 なお、同居しようとする親族(内縁関係にある者及び婚約者を含む。)が暴力団員でないことを確認するため、新潟県警察本部長へ照会されることに同意します。			
(入 居 名 義 人)	市営	住宅	棟 号
	フリガナ		電話 番 号 () —
	氏名		
(フリガナ)		続柄	生年月日
同居しようとする親族の氏名			市営住宅入居前の住所
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
同居を始める日		年 月 日	
理由			

注1 太線の枠内だけ記入してください。

2 入居名義人との続柄等を確認するため、同居しようとする親族の戸籍謄本を添付してください。

3 市営住宅入居前の住所が確認できる戸籍の附票又は住民票を添付してください。

4 18歳以上の場合は、収入を確認するため、収入証明書類を添付してください。

第 号の2
年 月 日

様

新潟市長 印

市営住宅同居承認・不承認決定書

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の同居について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次のとおり同居を承認します。なお、同居を承認した者が暴力団員であることが判明した場合は、この承認を取り消します。

同居を承認した者	入居者との続柄	生年月日	摘要
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
同居の期間	年 月 日から		
条件等	1 承認を与えた者以外の者を同居させないこと。 2 入居者が退去する時は、同居人も同時に退去すること。		

2 次の者の同居は、認められません。

同居を認めない者	入居者との続柄	生年月日	理由
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

別記様式第9号(第12条関係)

24/60

別記様式第10号（第12条関係）
別記様式第10号（第12条関係）

第 号の2
年 月 日

様

新潟市長 印

市営住宅(駐車場)承継承認・不承認決定書

年 月 日付けで申請のあった市営住宅(駐車場)の承継について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次のとおり市営住宅(駐車場)の承継を承認します。

承継を承認した 市営住宅(駐車場)	所在地	新潟市
	市営住宅名	住宅 棟 号
	駐車場名	住宅 駐車場 番区画
(定期使用許可の場合) 定期使用許可期間		年 月 日から 年 月 日まで
新入居名義人 (駐車場使用者)	氏名	年 月 日生
同居人	氏名	続柄 年 月 日生
	氏名	続柄 年 月 日生
	氏名	続柄 年 月 日生
	氏名	続柄 年 月 日生
手続期間	年 月 日までに請書を提出してください。	
条件等		

2 市営住宅(駐車場)の承継は、認められません。

理由	
----	--

別記様式第11号（第13条関係）

別記様式第11号(第13条関係)

年度		収入申告書		住宅		棟 第		号		種		入居者コード		チェック			
注	氏 名	生年月日	同がい者等級	①勤務先又は通学先等	②同意欄※	③次のとおり申告します※※		同親	外扶	老扶	特扶	障がい	特障	恵給	控除人数		
						年間総収入金額	総所得金額										
太郎の中から記入してください	入居者	フリガナ		電 話 ()	同意する場合○	円	円								人		
	同居親族	フリガナ	年 月 日 級	電 話 ()	同意する場合○	円	円								1		
		フリガナ	年 月 日 級	電 話 ()	同意する場合○	円	円								2		
		フリガナ	年 月 日 級	電 話 ()	同意する場合○	円	円								3		
		フリガナ	年 月 日 級	電 話 ()	同意する場合○	円	円								4		
		フリガナ	年 月 日 級	電 話 ()	同意する場合○	円	円								5		
	別居の扶養親族	フリガナ	年 月 日 級	住所	※②同意欄について										6		
		フリガナ	年 月 日 級	通学先等	あなたの収入状況等について、新潟市が市民税課税台帳等で調査することに同意するもの。ただし、新潟市において確定申告、源泉徴収等により申告等をされた方並びにその扶養親族及び控除対象配偶者に限ります。										7		
		フリガナ	年 月 日 級	住所	※※③は、②で同意されない方等のみ記載し、所得等を証明する書類を必ず添付してください。												
		フリガナ	年 月 日 級	通学先等													

以下の該当する項目を○で囲んでください(所得の上限が緩和される世帯)

1 年10月1日現在、60歳以上の方のみの世帯又は60歳以上の方と18歳未満の方のみで構成される世帯

2 小学校修了前の子ども又は妊娠している者がいる世帯

3 身体障害者手帳1級から4級のいずれかに該当する方がいる世帯

4 精神障害者保健福祉手帳1級から3級のいずれかに該当する方がいる世帯

5 上記精神障がい程度の程度に相当する療育手帳をお持ちの方がいる世帯

6 条例で規定された難病患者等、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者、旧被害者、戦傷病者に該当する方がいる世帯

(宛先)新潟市長

新潟市営住宅条例第17条第1項の規定により、上記のとおり申告します。

②で同意した私及び私の同居親族の所得状況等について、新潟市が市民税課税台帳等で調査を行うことに同意します。

年 月 日 電話番号 () 入居者氏名

(注意) ②で同意をいただいた場合でも、所得状況が確認できる書類の提出をお願いする場合があります。

2 身体障害者手帳等をお持ちの方がいる場合は、障がい者等級の欄に該当する等級を記載するとともに、これを証明する書類(手帳の写し等)を添付してください。

3 所得の上限が緩和される世帯の2のうち「妊娠している者がいる世帯」に該当する場合は、これを証明する書類(母子健康手帳の写し等)を添付してください。

別記様式第12号（第13条関係）
別記様式第12号（第13条関係）

年 月 日

様

新潟市長

収入の額の認定兼家賃決定通知書
収入超過者の認定通知書
高額所得者の認定通知書

新潟市営住宅条例第17条第3項の規定によりあなたの収入を認定し、同条例第16条、第22条及び第23条の規定により 年度の家賃を定めたので通知します。

なお、同条例第21条の規定により、あなたを収入超過者・高額所得者と認定します。

所得のある親族名	所得額	控除項目	金額	主な数値
	円	① 同居親族扶養	円	(1)市町村立地係数
		② 同居外親族扶養		(2)規模係数
		③ 老人扶養親族		(3)経過年数係数
		④ 特定扶養親族		(4)利便性係数
		⑤ 障がい者		(5)近隣同種家賃 円
		⑥ 特別障がい者		
		⑦ 寡婦(夫)		
		計		
A 所得額合計				
B 控除額合計				
C 控除後の所得額A-B				
D 収入認定額C÷12				
E Dの家賃算定基礎額				
F 本来家賃 $E \times (1) \times (2) \times (3) \times (4)$				
G 加算金割増賃料				
H 近隣同種家賃(5)				
I 合計家賃F+G+H				
J 負担調整				
K 決定家賃I-J	円			

該当	区分	家賃算定の方法
	収入基準内	本来家賃F
	収入超過者に認定	本来家賃F+加算金割増賃料G
	高額所得者に認定	近隣同種家賃(5)

公営住宅の場合			
$(\text{近隣同種家賃(5)} - \text{本来家賃F}) \times \text{加算率} ()$			
改良住宅の場合			
収入認定額D	以下	～	以上
割増率	なし	0.5	0.8

内訳	

注 この認定又は決定に意見のある場合は、10日以内に所定の様式により市長に意見書を提出してください。

別記様式第13号（第13条関係）
別記様式第13号（第13条関係）

						年	月	日
(宛先)新潟市長								
収入及び家賃についての意見書								
(入居者 提出者 氏名)	市営		住宅		棟		号	
	フリガナ				電話番号	()	—	
	氏名							
1 認定及び決定の後、収入に大きな変更があります。								
変更した者 (複数記入可)					変更理由 発生年月日		年 月 日	
変更理由		1 転職 2 失業 3 廃業 4 定年退職 5 転出 6 その他(具体的に)						
変更後の 状況	氏名		続柄	所得額 (年額・円)	控除額 (年額・円)	備考		
			本人	円	円			
				円	円			
				円	円			
				円	円			
				円	円			
				円	円			
2 その他の意見があります。								
意見の内容								

注1 太線の枠内だけ記入してください。
2 変更した者の収入証明書等を添付してください(転出の場合は不要)。

第 号の2
年 月 日

様

新潟市長

収入及び家賃についての通知書

年 月 日付けで提出のあった収入及び家賃についての意見書について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次のとおり収入認定を更正します。

区分	項目	A	B	(A-B)÷12	本来家賃	加算金割増賃料		決定家賃
		所得額合計	控除額合計	収入月額		料率	額	
前回の 決定額		円	円	円	円		円	円
今回の 更正額		円	円	円	円		円	円
理由								

2 意見は、認められません。

理由	
----	--

別記様式第15号(第14条関係)

30/60

別記様式第16号（第14条関係）
別記様式第16号(第14条関係)

年度 市営住宅家賃納入通知書																																																							
		07 新潟市																																																					
市営住宅	号室	下記の納期限に口座振替されます。																																																					
入居者コード 住宅コード	様	納期限																																																					
(1か月分)																																																							
決定家賃 円																																																							
年 月 日 新潟市長																																																							
		<table><thead><tr><th>月分</th><th colspan="3">納期限</th></tr></thead><tbody><tr><td>4月分</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>5月分</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>6月分</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>7月分</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>8月分</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>9月分</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>10月分</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>11月分</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>12月分</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>1月分</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>2月分</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>3月分</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr></tbody></table>		月分	納期限			4月分	年	月	日	5月分	年	月	日	6月分	年	月	日	7月分	年	月	日	8月分	年	月	日	9月分	年	月	日	10月分	年	月	日	11月分	年	月	日	12月分	年	月	日	1月分	年	月	日	2月分	年	月	日	3月分	年	月	日
月分	納期限																																																						
4月分	年	月	日																																																				
5月分	年	月	日																																																				
6月分	年	月	日																																																				
7月分	年	月	日																																																				
8月分	年	月	日																																																				
9月分	年	月	日																																																				
10月分	年	月	日																																																				
11月分	年	月	日																																																				
12月分	年	月	日																																																				
1月分	年	月	日																																																				
2月分	年	月	日																																																				
3月分	年	月	日																																																				

別記様式第17号（第14条関係）
別記様式第17号(第14条関係)

市営住宅家賃 領収証書	市営住宅家賃 原符	市営住宅家賃 領収済通知書	A1 07 新潟市
年度 月分	年度 月分	年度	
氏名	氏名	住宅 氏名	号室
様			
決定家賃 円 領収日付印 納期限 年 月 日 新潟市	決定家賃 円 領収日付印 新潟市	入居者コード 住宅コード 領収日付印 (金融機関→市) 新潟市	家賃 納期限 年 月 日 上記の金額を領収したので通知します。 (宛先)新潟市会計管理者又は収支命令職員

別記様式第18号（第15条関係）
別記様式第18号(第15条関係)

年 月 日						
(宛先)新潟市長 市営住宅家賃減免申請書 私は、この申請書に事実と異なる記載がないこと並びに新潟市営住宅条例に定める明渡請求の対象となる事実及び違反行為がないことを誓約の上、次のとおり市営住宅の家賃の減免を申請します。 また、この申請書に事実と異なる記載があるとき並びに明渡請求の対象となる事実及び違反行為があるときは、減免を取り消されても異議を申し立てません。 なお、減免の承認を得た後も新潟市営住宅条例、新潟市営住宅条例施行規則を遵守します。						
(入居者申請者) 氏名	市営 住宅		棟 号			
	フリガナ			電話番号	() —	
	氏名					
申請理由						
家族の状況	氏名	続柄	年齢	職業	収入の状況	
					種類	月額
		本人				円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
						円

注1 太線の枠内だけ記入してください。

2 仕送り、児童扶養手当、障害者手当等の非課税の収入も全て記載してください。

3 収入を証する書類を添付してください。

4 収入減少、生活困窮等の事実を証する書類を添付してください。

5 家族に学生がいる場合は、学生証の写しを添付してください(小・中学生を除く。)

(宛先)新潟市長						年 月 日		
市営住宅家賃徴収猶予申請書								
次のとおり市営住宅家賃の徴収の猶予を申請します。								
(入居者 申請者 氏名)	市営		住宅		棟		号	
	フリガナ				電話番号	()	—	
	氏名							
現在の家賃				円	猶予希望期間 (最長6か月)		年 月 から 年 月 まで	
納入の状況								
申請理由								
猶予期間後の納入計画								

注 太線の枠内だけ記入してください。

第 号の2
年 月 日

様

新潟市長

印

市営住宅家賃減免承認・不承認決定書

年 月 日付けで申請のあった市営住宅家賃の減免について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次のとおり家賃を減免します。

減免金額	月 円
減免後の家賃	月 円
減額期間	年 月分から 年 月分まで
承認条件	次のいずれかに該当するときは、減免を取り消します。 1 申請書に事実と異なる記載があったとき。 2 新潟市営住宅条例第30条に規定する禁止行為を行ったとき。 3 新潟市営住宅条例第31条に規定する明渡請求の対象となる行為を行ったとき。 4 新潟市営住宅家賃の減免及び徴収猶予に関する要綱に定める原因消滅等の届出を怠ったとき。

2 減免は、認められません。

理由	
----	--

		第 号の2	
		年	月 日
様			
		新潟市長	印
市営住宅家賃徴収猶予承認・不承認決定書			
年 月 日付けで申請のあった市営住宅家賃の徴収の猶予について、 下記のとおり決定したので通知します。			
記			
1 次のとおり家賃の徴収を猶予します。			
家賃	月	円	
徴収猶予 期間	年 月分から 年 月分まで	計 か月分	円
納入の方法			
承認の条件			
2 徴収猶予は、認められません。			
理由			

別記様式第22号（第16条関係）
別記様式第22号(第16条関係)

市営住宅家賃 領収証書		市営住宅家賃 原符		市営住宅家賃 領収済通知書		A1 07 新潟市	
年度 月分		年度 月分		年度			
氏名 様		氏名 様					
				住宅 氏名		号室	
督促状		決定家賃 円		決定家賃 円		決定家賃 円	
家賃が滞納になっていますので、本状を持参のうえ、納期限までに納めてください。		領収日付印		領収日付印		領収日付印	
-----						家賃 納期限	
この督促状は、年 月日現在で作成したもので、それ以降に納入があった場合は、行き違いですから御了承ください。		納期限 年 月 日		入居者コード 住宅コード		年 月 分 年 月 日	
		新潟市		新潟市		上記の金額を領収したので通知します。 (宛先)新潟市会計管理者又は収支命令職員	
				(金融機関→市)		新潟市	

					年	月	日
(宛先)新潟市長							
市営住宅模様替又は増築工事申請書							
入居中の住宅について、末尾の条件に従い、次のとおり工事を行いたいので申請します。							
(入居申請者 氏名)	市営		住宅		棟		号
	フリガナ				電話番号	() —	
	氏名						
模様替又は増築部分 の名称又は用途							
理由							
面積		平方メートル				配置図1部 平面図1部 添付	
箇所							
構造							
着工年月日		年 月 日					
条件	1 この申請による工事にかかる費用は、申請者が負担します。						
	2 市営住宅を返還する際は、申請者の費用で原状回復します。						
	3 工事は、市長の承認を受けた図面のとおりに施工します。						
	4 工事が完了した際は、市の要請に応じて検査を受けます。						
注 太線の枠内だけ記入してください。							

第 年 号の2
月 日

様

新潟市長 印

市営住宅模様替又は増築工事承認・不承認決定書

年 月 日付けで申請のあった模様替又は増築工事について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次のとおり模様替又は増築工事を承認します。

模様替又は増築部分の名称又は用途	
面積	平方メートル
箇所	
構造	

承認条件	1 承認した申請図面のとおりに施工すること。 2 模様替又は増築の工事にかかる費用は、申請者の負担とすること。 3 市において撤去の必要が生じた場合は、いつでも申請者の負担で原状回復すること。 4 市営住宅の返還の際は、申請者の負担で原状回復すること。 5 工事が完了した際は、市へ完了報告をし、市の要請に応じて検査を受けること。
------	---

2 模様替又は増築工事は、認められません。

理由	
----	--

別記様式第24号の2（第18条の2関係）
別記様式第24号の2（第18条の2関係）

年 月 日					
（宛先）新潟市長					
市営住宅用途変更申請書					
次のとおり市営住宅の一部を住宅以外の用途に変更したいので申請します。なお、用途変更の承認を得た後も、新潟市営住宅条例及び新潟市営住宅条例施行規則を遵守します。					
（入居申請者 名義人）	市営	住宅	棟	号	
	フリガナ			電話 番号	
	氏名				
住宅以外の用途に 利用する使用者					続柄
用途					
用途変更理由					
用途変更期間					
住宅以外の用途に 利用する部分 の 見 取 図					
注 太線の枠内だけ記入してください。					

		第 号の2 年 月 日
様		
新潟市長		印
市営住宅用途変更承認・不承認決定書		
年 月 日付けで申請のあった市営住宅用途変更について、下記のとおり決定したので通知します。		
記		
1 次のとおり用途変更を承認します。		
用途		
使用者		
注意事項		
承認条件		
2 用途変更は認められません。		
理由		

別記様式第25号 (第19条関係)
別記様式第25号(第19条関係)

年 月 日				
(宛先)新潟市長				
市営住宅(駐車場)返還届				
次のとおり(市営住宅 ・ 駐車場)を返還するので届け出ます。				
(入居者 届出者 名義人)	市営 住宅		棟	号
	フリガナ		電話 番号	() —
	氏名			
返還年月日		年 月 日		
返還する 駐車場	市営 住宅	駐車場	番区画	
立会検査 の連絡先	1 勤務先		電話番号() —	
	2 自宅		電話番号() —	
	3 携帯電話		電話番号() —	
	4 その他		電話番号() —	
移転先住所	郵便番号		都・道・府・県	市・区・町・村
			電話番号() —	携帯電話番号() —
還付金等 の振込先 (普通預金)	銀行	本店	口座	
	金庫	支店	番号	
	組合	本所	フリガナ	
	農協	支所	口座	
	ゆうちょ(通帳記号)		名義人	
返還理由	1 住宅の新築又は購入 5 市営住宅内で死亡			
	2 転勤 6 施設入所			
	3 他の賃貸住宅へ転居 7 駐車場の区画変更			
	4 病院・施設等で死亡 8 その他()			
模様替増築に 対する処理	1 なし 2 アンペア変更のみ(アンペア→ アンペア) 3 その他()			
家賃	返還日までの支払方法 □従前の口座振替 □納付書 ※現時点で未納がある場合 (円 納入期日 年 月 日)			
駐車場使用料	返還日までの支払方法 □従前の口座振替 □納付書 ※現時点で未納がある場合 (円 納入期日 年 月 日)			

注1 太線の枠内だけ記入してください。

2 この届けは、住宅(駐車場)返還の10日前までに、返還する住宅及び物置の鍵1本とともに提出してください。

3 返還日までに公共料金や共益費を精算してください。ただし、退去修繕で電気と水道を使用する場合は、退去修繕後に精算してください。

4 返還日までに模様替・増築箇所の原状回復を行ってください(電気容量の変更を含む。)

5 入居者負担の退去修繕箇所は、退去立会い時に指示します。修繕は、それ以後に行ってください。

入居者コード	立会日	立会時刻	風呂設備	係印							
			レンタル有		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">鍵の処理</td> </tr> <tr> <td>玄関</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>物置</td> <td>本</td> </tr> </table>	鍵の処理		玄関	本	物置	本
鍵の処理											
玄関	本										
物置	本										
			レンタル無								

年 月 日

様

新潟市長 印

定期使用許可に関する説明書

下記住宅の使用を許可するに当たり、新潟市営住宅条例第38条の2第3項の規定により、あらかじめ下記のとおり説明します。

記

説明事項	1 下記住宅の使用許可は、その更新がなく、期間の満了によってその効力が失われます。 2 期間が満了するときまでに下記住宅を明け渡さなければなりません。
住宅の所在地	
住宅の名称及び番号	住宅 棟 第 号
使用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第27号（第19条の5 関係）
別記様式第27号（第19条の5関係）

様		第 号の2	
		年	月 日
		新潟市長	
		印	
市営住宅定期使用許可書			
次のとおり住宅の使用を許可します。			
住所			
住宅の名称及び番号	住宅	棟 第	号
使用許可期間	年 月 日から	年 月 日まで	
家賃	月額	円	
入居の手続	年 月 日までに請書(定期使用許可用)を提出してください。		
入居可能日	年 月 日(家賃の起算日となります。)		
入居指定期間	年 月 日から 年 月 日まで の間に入居してください。		
使用許可の取消し	(1) 入居申込書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。 (2) 入居指定期間内に入居手続をしないとき。 (3) 入居指定期間内に入居しないとき。		
入居決定家族	続柄	氏名	生年月日
	本人		年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
注 上記「住所」は、住民票に係る転入・転居届の新住所としてご利用ください。			

別記様式第28号（第19条の6 関係）
別記様式第28号(第19条の6関係)

年 月 日	
(宛先)新潟市長 現住所 氏 名 電 話 () 定期使用許可に関する説明を受けた旨の証明書 新潟市営住宅条例第38条の2第3項の規定により定期使用許可に関する説明書の交付を受けるとともに、下記事項につき同条第4項の規定により説明を受けたことを証明します。 記	
証明事項	1 下記住宅の使用許可は、その更新がなく、期間の満了によってその効力が失われること。 2 期間が満了するときまでに下記住宅を明け渡さなければならないこと。
住宅の所在地	
住宅の名称及び番号	住宅 棟 第 号
使用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで

注 太線の枠内だけ記入してください。

別記様式第29号（第19条の7 関係）
別記様式第29号（第19条の7 関係）

請書(定期使用許可用)		
市営住宅名	住宅 棟 第 号	
許可年月日	年 月 日	
使用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	
家賃	月額 円 ただし、 年 月 日以降に使用を継続する場合は、新潟市営住宅条例第16条の規定による家賃を支払います。 また、私の収入により同条例第21条の規定による認定を受けた場合は、同条例第22条又は同条例第23条の規定による家賃を支払います。	

上記のとおり市営住宅の入居の決定を受けたので、当該市営住宅の使用については、新潟市営住宅条例、新潟市営住宅条例施行規則並びに市の指示及び命令を固く守ります。

また、上記住宅の使用については、許可の更新がなく、期間の満了によって当該使用許可の効力が失われる旨の説明を受けたので、期間が満了するときまでに必ず当該住宅を明け渡します。

住宅を返還する際は、原状回復をしますが、残置物を放置した場合は、当該残置物を市が処分するものとし、この処分に要する費用は、入居者が負担することに同意します。

年 月 日

(宛先)新潟市長

名入 義 人居	氏名	
---------------	----	--

注 太線の枠内だけ記入してください。

年 月 日

様

新潟市長

定期使用許可期間満了通知書

新潟市営住宅条例第38条の2第5項の規定により次のとおり通知します。

下記住宅については、 年 月 日に期間の満了により許可の効力が失われますので、期間の満了までに住宅を明け渡してください。

記

住宅の所在地	
住宅の名称及び番号	住宅 棟 第 号
使用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日			
(宛先)新潟市長			
所在地 名 称 代 表 者 電話番号() —			
社会福祉法人等市営住宅使用許可申請書			
次のとおり市営住宅を使用したいので申請します。			
使用を希望する住宅	市営 住宅	棟	号
グループホーム等の名称			
使用希望期間	年 月 日から		
使用責任者氏名			
責任者連絡先	郵便番号 住所 電話番号		
世話人氏名			
世話人連絡先	郵便番号 住所 電話番号		
入居者氏名	生年月日	入居者氏名	生年月日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
緊急時の連絡方法			

注1 太枠欄の中に記入してください。

2 次の書類を添付してください。

- (1) 公営住宅法第45条第1項に規定する社会福祉法人等であることを証する書類
- (2) 地方公共団体以外の者が申請する場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

第 号の2
年 月 日

様

新潟市長 印

社会福祉法人等市営住宅使用許可・不許可決定書

年 月 日付けで申請のあった市営住宅の使用について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次のとおり市営住宅の使用を許可します。

入居を許可する市営住宅	市営	住宅	棟	号
家賃	円(年 月 日～ 年 月 日)			
使用可能日	年 月 日			
使用指定期間	年 月 日から 年 月 日まで			
グループホーム等の名称				
入居者氏名				
条件等				

2 市営住宅の使用は、認められません。

理由	
----	--

入居者コード	駐車場コード	駐車場使用者コード
	— —	

別記様式第34号（第23条関係）
別記様式第34号（第23条関係）

第 年 月 日の2
号の2
日

様

新潟市長

印

市営住宅駐車場使用許可決定通知書

年 月 日付けで申請のあった駐車場の使用について、次のとおり決定したので通知します。

使用を許可する駐車場	市営	住宅	駐車場	番区画
駐車場使用者氏名				
入居名義人と使用者との関係				
自動車登録番号又は車両番号				
使用可能日	年 月 日から(使用料の起算日となります。)			
駐車場使用料	月額		円	

条件	1 駐車場及び市営住宅敷地内で発生した天災、火災、盗難、衝突、接触その他事故に伴う自動車等の損害は、使用者の責任において処理すること。 2 駐車する自動車等に変更があったときは、新潟市営住宅条例施行規則第26条の規定により、遅滞なく市営住宅駐車場使用変更届を市長に提出すること。 3 駐車場内の除雪や清掃は、使用者の責任において行うこと。 4 その他()
----	--

注 指定された日までに請書の提出がない場合は、使用許可を取り消すことがあります。

別記様式第35号（第24条関係）
別記様式第35号(第24条関係)

市営住宅駐車場使用請書

駐車場名及び区画番号	住宅 駐車場 番区画
駐車場使用料	月額 円 ただし、新潟市営住宅条例第51条第1項の使用料が変更となった場合は、変更後の使用料を支払います。

上記のとおり市営住宅駐車場の使用許可を受けたので、当該駐車場を使用するに当たっては、新潟市営住宅条例、新潟市営住宅条例施行規則並びに市の指示及び命令を固く守り、住宅を退去する際には、駐車場も同時に明け渡します。

年 月 日

(宛先)新潟市長

使用 名義 人	市営住宅名	住宅 棟 号
	氏名	
駐 車 場 使 用 者	氏名	駐車場の使用名義人との関係 ()
	電話番号	()

- 注1 太線の枠内だけ記入してください。
2 駐車場の使用名義人は、住宅の入居名義人と同一人にしてください。
3 請書は、2部提出してください。

年 月 日									
(宛先)新潟市長									
駐車場使用変更届書									
次のとおり駐車場の使用について変更したので届けます。									
(入居名義人届出者)	市営		住宅		棟		号		
	フリガナ				電話番号	()	—		
	氏名								
使用している駐車場		市営		住宅		駐車場		番区画	
変更事項		変 更 後				変 更 前			
自動車登録番号 又は車両番号									
上記の車両の使用者 (氏名及び入居名義人との続柄)		1 入居名義人本人 2 同居親族 (氏名) (続柄) 3 介護者 (氏名・名称)				1 入居名義人本人 2 同居親族 (氏名) (続柄) 3 介護者 (氏名・名称)			

注 太線の枠内だけ記入してください。

入居者コード	駐車場コード	駐車場使用者コード
	— —	

別記様式第37号(第27条関係)

53/60

第 号の2
年 月 日

様
新潟市長 印

市営住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)承認・不承認決定書

年 月 日付けで申請のあった駐車場使用料の減免(徴収猶予)について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 次のとおり駐車場使用料を減免(徴収猶予)します。

使用している駐車場	市営	住宅	駐車場	番区画
入居している住宅	市営	住宅	棟	号
減免前の駐車場使用料	円			
減免額	円			
減免後の駐車場使用料	円			
減免(徴収猶予)期間	年 月 日から 年 月 日まで			
減免(徴収猶予)の条件	減免(徴収猶予)を受けている期間中に、その原因が消滅したときは、速やかにその旨を市長に届け出ること。			

2 減免は、認められません。

理由	
----	--

別記様式第39号（第30条関係）
別記様式第39号(第30条関係)

年度

市営住宅駐車場使用料納入通知書

市営住宅

号室

納入場所

新潟市指定金融機関

新潟市指定代理金融機関

新潟市収納代理金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)

新潟市役所、区役所、出張所、連絡所

新潟市営住宅サービスセンター

様

番区画

納期限

月分	納期限		
4月分	年	月	日
5月分	年	月	日
6月分	年	月	日
7月分	年	月	日
8月分	年	月	日
9月分	年	月	日
10月分	年	月	日
11月分	年	月	日
12月分	年	月	日
1月分	年	月	日
2月分	年	月	日
3月分	年	月	日

使用者コード

駐車場コード

(1か月分)

決定使用料

円

上記金額を納期限までに納入してください。

新潟市長

市営住宅駐車場使用料原符

年度

月分

市営住宅駐車場使用料領収済通知書

年度

A1

07

新潟市

氏名

住宅氏名

号室

決定使用料

円

領収日付印

使用者コード

駐車場コード

領収日付印

駐車場使用料

年

月

分

納期限

年

月

日

上記の金額を領収したので通知します。

(宛先)新潟市会計管理者又は収支命令職員

新潟市

新潟市

年度

市営住宅駐車場使用料領収証書

使用者コード

様

駐車場使用料	円	円	円	円	円	円
領収日付印	4	5	6	7	8	9
納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
駐車場使用料	円	円	円	円	円	円
領収日付印	10	11	12	1	2	3
納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

この領収書は大切に保存してください。

新潟市

別記様式第40号（第30条関係）
別記様式第40号(第30条関係)

年度		市営住宅駐車場使用料納入通知書	
		07 新潟市	
市営 住宅	号室	下記の納期限に口座振替されます。	
使用者コード 駐車場コード	様	番区画	
		(1か月分)	
		決定使用料	
		円	
年 月 日		納期限	
新潟市長		月分	納期限
		4月分	年 月 日
		5月分	年 月 日
		6月分	年 月 日
		7月分	年 月 日
		8月分	年 月 日
		9月分	年 月 日
		10月分	年 月 日
		11月分	年 月 日
		12月分	年 月 日
		1月分	年 月 日
		2月分	年 月 日
		3月分	年 月 日

別記様式第41号（第30条関係）
別記様式第41号(第30条関係)

市営住宅駐車場 使用料領収証書	市営住宅駐車場 使用料原符	市営住宅駐車場使用料 領収済通知書	A1
年度 月分	年度 月分	年度	07
			新潟市
氏名	氏名		
様			
決定使用料 円	決定使用料 円	使用者コード 駐車場コード	住宅 氏名
領収日付印	領収日付印	領収日付印	号室
納期限 年 月 日		決定使用料 円	
新潟市	新潟市	駐車場使用料 年 月分	
		納期限 年 月 日	
		上記の金額を領収したので通知します。	
		(宛先)新潟市会計管理者又は収支命令職員	
		(金融機関→市)	新潟市

別記様式第42号（第30条関係）
別記様式第42号(第30条関係)

市営住宅駐車場 使用料領収証書		市営住宅駐車場 使用料原符		市営住宅駐車場使用料 領収済通知書		A1 07 新潟市	
年度 月分		年度 月分		年度			
氏名 様		氏名 様				住宅 氏名	
						号室	
督促状		決定使用料 円		決定使用料 円		決定使用料 円	
駐車場使用料が滞納に なっていますので、本 状を持参のうえ、納期 限までに納めてくださ い。		領収日付印		領収日付印		領収日付印	
----- この督促状は、年 月 日現在で作 成したもので、それ以 降に納入があった場合 は、行き違いですから 御了承ください。		納期限 年 月 日		使用者コード 駐車場コード		駐車場使用料 納期限	
		年 月 日		領収日付印		年 月 分 年 月 日	
		新潟市		新潟市		上記の金額を領収したので通知します。 (宛先)新潟市会計管理者又は収支命令職員	
		新潟市		(金融機関→市)		新潟市	

（表）

No. _____

新潟市営住宅条例第55条に基づく

実 地 検 査 証

新潟市

職名

氏名

年 月 日生

年 月 日交付

新潟市長

印

（裏）

この証票を携帯する者は、新潟市営住宅条例により関係物件又は書類を実地検査する職権を有する者で、その関係条文は次のとおりです。

新潟市営住宅条例(抜粋)

第55条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認める場合は、住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入る場合は、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

市営住宅及び共同施設指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

申請者 所在地

名称及び代表者の氏名

電話番号

市営住宅及び共同施設の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記様式第45号（第34条関係）
別記様式第45号(第34条関係)

第 号

新潟市営住宅家賃及び駐車場使用料徴収事務委託証

氏名又は名称

上記の者に新潟市営住宅家賃及び駐車場使用料の徴収事務を委託したことを証明する。

有効期限 年 月 日まで